

教員養成セミナー2021年5月号
動画講義

12カ月完成
教職・一般教養
トレーニング動画

◆第8回◆教育法規②-1
学校教育に関する法規1

講師：植竹 丘（共栄大学）

感染症

▶ 学校保健安全法第19条

- **校長**は、感染症にかかっているか、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

▶ 学校保健安全法第20条

- **学校の設置者**は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

健康診断

▶ 就学時健康診断（学校保健安全法第11条）

- **市**（特別区を含む。以下同じ。）**町村の教育委員会**は、学校教育法第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学にあつて、その健康診断を行わなければならない。

▶ 在学中の健康診断（学校保健安全法第13条第1項）

- **学校**においては、**毎学年定期に**、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

▶ 職員の健康診断（学校保健安全法第15条第1項）

- **学校の設置者**は、**毎学年定期に**、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

3つの健康診断と実施主体

健康診断の種類	根拠法令 (学校保健安全法)	実施主体
就学時健康診断	第11条	市町村教育委員会 →「就学事務」
在学中の健康診断	第13条第1項	各学校
職員の健康診断	第15条第1項	学校の設置者

「学校安全の推進に関する計画」と 「学校安全計画」

▶ 学校保健安全法第3条

- 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が**確実かつ効果的**に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、各学校における安全に係る取組を**総合的かつ効果的**に推進するため、**学校安全の推進に関する計画**の策定その他所要の措置を講ずるものとする。
- 3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

▶ 学校保健安全法第27条

- 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

危険等発生時対処要領

▶ 学校保健安全法第29条

- 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、**当該学校の実情**に応じて、**危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領**（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。
- 2 **校長**は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により**心理的外傷**その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の**心身**の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な**支援**を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

「学校の管理下」

▶ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項

- 前項第一号，第二号及び第四号において「**学校の管理下**」とは，次に掲げる場合をいう。
 - 一 児童生徒等が，法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
 - 二 児童生徒等が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合
 - 三 前二号に掲げる場合のほか，児童生徒等が休憩時間中に学校にある場合その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
 - 四 **児童生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合**
 - 五 前各号に掲げる場合のほか，これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合

教員養成セミナー2021年5月号
動画講義

12カ月完成
教職・一般教養
トレーニング動画

◆第8回◆教育法規②-2
学校教育に関する法規2

講師：植竹 丘（共栄大学）

学校評価

▶ 学校教育法第42条

- 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の**学校運営**の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

▶ 学校教育法施行規則第66条

- 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、**自ら**評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

▶ 学校教育法施行規則第67条

- 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた**当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者**（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

学校評価

種類	根拠法令	内容・主体	
自己評価	学校教育法施行規則 第66条	学校の教職員による評価	義務
学校関係者評価	学校教育法施行規則 第67条	保護者・地域住民によって構成された学校関係者評価委員会が、自己評価の結果について行う評価	努力義務
第三者評価	なし	外部専門家等による評価	任意

学校の休業日

▶ 学校教育法施行規則第61条

- 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長。第三号において同じ。）が必要と認める場合は、この限りでない。
 - 一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
 - 二 日曜日及び土曜日
 - 三 学校教育法施行令第29条第1項の規定により教育委員会が定める日

学期・授業開始時刻の決定と学年

▶ 学期・休業日の決定権（学校教育法施行令第29条）

- 公立の学校（大学を除く。）の学期並びに夏季，冬季，学年末，農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（次項においては「体験的学習活動休業日」という。）は，**市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会**が，公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

▶ 授業開始時刻の決定権（学校教育法施行規則第60条）

- 授業終始の時刻は，**校長**が定める。

学期・授業開始時刻の決定と学年 (cont.)

決定権限の違い (公立学校)

事項	決定権限
教科・科目ごとの標準授業時数	文部科学大臣
学期及び長期休業日	設置者 (市町村又は都道府県) の教育委員会
授業終始の時刻	校長

教員養成セミナー2021年5月号
動画講義

12カ月完成
教職・一般教養
トレーニング動画

◆第8回◆教育法規②-3
学校教育に関する法規3

講師：植竹 丘（共栄大学）

教科書

▶ 教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項

- ▶ この法律において「教科書」とは、**小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校**において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であつて、**文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもの**をいう。

▶ 学校教育法第34条第1項

- ▶ 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

補助教材

- ▶ 学校教育法第34条第4項
 - ▶ 教科用図書及び第二項に規定する教材以外の教材で、**有益適切**なものは、これを使用することができる。
- ▶ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項
 - ▶ 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、**教育委員会**に届け出させ、又は**教育委員会**の承認を受けさせることとする定めを設けるものとする。

「学習者用デジタル教科書」の制度化

▶ 学校教育法第34条第2・3項

- ▶ 2 前項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した**電磁的記録**（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）である教材がある場合には、同項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、**児童の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。**
- ▶ 3 前項に規定する場合において、**視覚障害、発達障害**その他の文部科学大臣の定める事由により教科用図書を使用して学習することが困難な児童に対し、**教科用図書に用いられた文字、図形等の拡大又は音声への変換**その他の同項に規定する教材を電子計算機において用いることにより**可能となる方法で指導することにより当該児童の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、**文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部又は一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。

学校教育の情報化の推進に関する法律

▶ 第一条（目的）

- ▶ この法律は、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、学校における情報通信技術の活用により学校教育が直面する課題の解決及び学校教育の一層の充実を図ることが重要となっていることに鑑み、全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び学校教育の情報化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う児童生徒の育成に資することを目的とする。

学校教育の情報化の推進に関する法律

▶ 第三条（基本理念）

- ▶ 学校教育の情報化の推進は、**情報通信技術**の特性を生かして、個々の児童生徒の能力、特性等に応じた教育、**双方向性**のある教育（児童生徒の主体的な学習を促す教育をいう。）等が学校の教員による適切な指導を通じて行われることにより、各教科等の指導等において、情報及び情報手段を**主体的**に選択し、及びこれを活用する能力の体系的な育成その他の知識及び技能の習得等（略）が効果的に図られるよう行われなければならない。
- ▶ 2 学校教育の情報化の推進は、デジタル教科書その他のデジタル教材を活用した学習その他の情報通信技術を活用した学習とデジタル教材以外の教材を活用した学習、体験学習等とを適切に組み合わせること等により、多様な方法による学習が推進されるよう行われなければならない。
- ▶ 3 学校教育の情報化の推進は、**全ての児童生徒**が、その**家庭の経済的な状況、居住する地域、障害の有無**等にかかわらず、等しく、学校教育の情報化の恵沢を享受し、もって教育の機会均等が図られるよう行われなければならない。（以下略）